別表第九を次のように改める。

別表第九　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所	人	人	人	二人	人	人
情報本部				一		
防衛装備庁			一人	一九	四	

別表第十イの表防衛医科大学校の項中「二人　二人」を「四人」に改める。

別表第十ロの表防衛医科大学校の項中「三」を「四」に改める。

（地方総監部組織規則の一部改正）

第五条　地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（参事官）」に改め、同条第一項及び第二項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、同条第三項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、「受け」の下に「、地方総監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から」を加え、「、政策的見地から助言」を「必要な調整」に改める。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第六条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「庶務課　医事課」を「運営企画課　運営支援課」に改める。

第十六条の見出しを「（運営企画課）」に改め、同条中「庶務課」を「運営企画課」に改め、第五号から第七号までを次のように改める。

五　病院の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。

六　病院の運営改善に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、病院の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。

第十六条中第八号から第十号までを削る。

第十七条の見出しを「（運営支援課）」に改め、同条中「医事課」を「運営支援課」に改め、「は、」の下に「病院に係る」を加え、第十号を第十五号とし、第九号の次に次の五号を加える。

十　職員の人事、教養及び給与に関すること。

十一　職員の福利厚生に関すること。

十二　行政財産の管理に関すること。

十三　消毒、洗濯その他の保清に関すること。

十四　警備に関すること。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の六十二・五」に改める。

附則第三項を削る。

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第八条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政策補佐官」を「参事官」に改める。

第一条の二の見出しを「（参事官）」に改め、同条第一項及び第二項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、同条第三項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、「受け」の下に「、航空総隊司令部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から」を加え、「、政策的見地から助言」を「必要な調整」に改める。

第二十条中「政策補佐官」を「参事官」に改める。

第二十一条の見出しを「（参事官）」に改め、同条第一項及び第二項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、同条第三項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、「受け」の下に「、航空支援集団司令部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から」を加え、「、政策的見地から助言」を「必要な調整」に改める。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第九条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表二の項第二欄第八号中「及び補給統制本部」を「、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部」に改める。

（防衛省定員規則の一部改正）

第十条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一九、六八二人」を「一九、五八八人」に「二八人」に改め、同表防衛装備庁の項中「一、三七九人」を「一、三八六人」に改め、同表合計の項中「二一、〇六一人」を「二〇、九七四人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十一条及び第五十四条第二項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十四条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　防衛大臣　稲田　朋美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第六項第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」に改め、「のうち、当該自衛官以外の隊員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。